

令和元年度 事業計画について

(令和元年5月1日～令和2年4月30日)

本年度においても、引き続き、公益社団法人として、それに相応しい協議会運営の下、公益性の高い諸施策を基本に置き、製造業部会及び小売業部会の両部会が連携しつつ、所管する公正競争規約の運用を中心としたそれぞれの部会固有の事業等を効果的・積極的に推進する。その推進に当たっては、一般消費者の視点に立ち、一般消費者による自主的かつ合理的な選択に資するとともに、家電製品の取引の公正化を図り、もって国民生活の安定と家電業界の健全な発展に寄与することを目指すものとする。

また、家電業界全体がより高度な表示等のルールを遵守するようにするため、「景品表示法」などの法令、「公正競争規約」などの自主規制ルールに関する啓発活動を積極的に実施することを通じ、会員におけるコンプライアンス関連人材の育成を支援するとともに、新規会員の加入促進などにも努めることにより、協議会の円滑かつ適切な運営を図るものとする。

第1 事業計画の概要

I 規約の厳正かつ適正な運用等

平成26年度における2次にわたる景品表示法の改正により導入された「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」等への適切な対応を図りつつ、次のとおり、規約の厳正かつ適正な運用等を図る。

- 1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
 - (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
 - (2) 規約等の変更に伴う解説書の改訂及び改訂内容の周知
 - (3) 広告・表示に関わる調査・研究及び新たな基準の策定
- 2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
 - (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
 - (2) 「景品規約遵守体制強化月間」の実施
 - (3) 規約の周知徹底のための研修会等の開催及び支援
- 3 小売業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
 - (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
 - (2) 規約等変更案の認定申請及び認定後における変更内容の周知
 - (3) 二重価格表示問題をテーマとする消費者団体との懇談会等の開催
- 4 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策
 - (1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

- (2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知
- (3) シンボルマーク認知度向上キャンペーンの実施等広報活動の推進
- (4) 規約の啓発活動による会員における規約遵守関連人材の育成支援
- (5) 部会間、支部間における連携の強化
- (6) 関係行政機関、都道府県、関係団体との連携の強化

II 公正な取引の推進

独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催、具体的な調査・研究等を通じ、会員のコンプライアンスの向上及びコンプライアンス関連人材の育成を支援する。

- (1) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」の内容を周知するための説明会の開催
- (2) 消費増税に関連した競争政策の動向の把握及び「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の内容の周知

III 家電業界の変化に対応した公益社団法人体制下における当協議会の適正な運営

会員企業・団体の拡大に向けた取組みを進めるとともに、業界の変化に対応した当協議会の事業内容、組織等の見直しと再構築に努める。また、会員専用サイトを積極的に活用することにより、会員間における情報共有の強化及び迅速化を図る。

- (1) ヘルパー委員会と取引公正化推進研究会の統合
- (2) 製造業部会地方支部の今後の在り方に関する検討
- (3) 会員専用サイトの積極的活用による会員間の情報共有の強化及び迅速化の推進

第2 製造業部会の事業計画

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査、是正指導

- (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置

規約違反被疑事案について、迅速に調査を行うとともに、違反事実が認められた場合には、厳正かつ適切な措置を講ずる。

- (2) 規約等の変更に伴う解説書の改訂及び変更内容の周知

規約等の変更を踏まえた解説書の改訂を行うとともに、社内研修用資料の見直し及び変更内容の周知徹底に対する支援を行う。

- (3) 取引環境の変化に即した広告・表示に関わる課題に関する調査・研究及び運用基準等の見直し等

ア 運用基準等において示されている「前提条件」、「打消し表示」、「補足事項」等に関する表示の具体的在り方について整理・検討を行う。

イ スマートフォンを表示媒体とする場合における「前提条件」、「打消し表示」、「補足事項」等の適正表示の在り方について検討を行う。

ウ 菌、ウイルスに対する効能・効果についての訴求の在り方について規定している運用基準等について見直しを行う。

エ 「家電品の原産国表示に関する運用基準」において示されている「実質的な製造又は加工」の判断基準について、具体的事例に基づき、消費者庁とも意見交換を行いつつ、検討を行う。

オ 民法改正（契約不適合責任等）が保証書等における表示に与える影響について検討を行う。

カ IoT家電等に関連した行政、関連団体等の動向について検討を行う。

2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査、是正指導

(1) 違反行為に対する厳正かつ適正な措置

規約違反被疑事案について、迅速に調査を行うとともに、違反事実が認められた場合には、厳正かつ適正な措置を講ずる。

(2) 「景品規約遵守体制強化月間」の実施

「景品規約遵守体制強化月間」を年2回実施することにより違反行為の未然防止を図るとともに、違反被疑事案が認められた場合には、迅速に調査を行い、厳正かつ適正な措置を講ずる。

(3) 規約の周知徹底のための研修会、勉強会の開催及び支援

本部主催の規約研修会及び消費者庁担当官を講師として招聘した勉強会の開催並びに支部における研修会開催の支援などにより規約の周知徹底を図る。

(4) 事例の研究と事例集の作成

規約の内容の普及・啓発を図るため、研修用テキスト等の内容の充実に努めるとともに、違反行為該当性に関する判定困難事例について調査を行い、解釈の確立を図る。

(5) 規約の運用に関する支部及び小売業部会との連携

3 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

取引実態の変化等に即した規約の適正かつ効果的な運用や見直しに資するため、消費者モニター制度、消費者懇談会等を活用し、消費者の意見・要望を聴取する。

(2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知

不当な二重価格表示の未然防止を図るため、毎月、会員各社の過去1年分の「価格撤廃一覧表」を価格撤廃情報として当協議会のホームページに掲載することにより、その周知に努める。

(3) 広報活動の推進

ア 一般消費者が当協議会の会員、非会員を容易に識別でき、安心して商品選択ができる取引環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図るため、シンボルマークの認知度向上キャンペーンを実施する。

イ 当協議会の会報（「家電公取協ニュース」、「家電公取協の活動報告」）、ホームページ、フェイスブックページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報に努める。

（４）支部との連携強化及び小売業部会との連携・協力等

ア 全国支部長会議及び全国支部活動連絡会議を定期的を開催することなどにより、本部と支部との間の連絡調整を緊密に行う。

イ 研修会支援、ツール作成等の活動を通じ、小売業部会が運用する小売業表示規約の一層の周知徹底、普及促進に協力するとともに、常に小売業部会と協議しつつ、部会間の効率的な協力の仕組みについて検討を行う。

ウ 小売業部会における委員会活動及び「正しい表示 店頭キャンペーン」等の実施に協力する。

（５）行政機関及び関係団体との連携強化等

ア 規約の運用に当たり、必要に応じ、消費者庁、公正取引委員会、都道府県の景品表示法担当部署との意見交換を実施するなど行政機関との緊密な連携を図る。

イ 適正表示を推進するため、関係工業会から審議要請のある表示に係わる自主基準等について審査を行うとともに、必要に応じ、情報交換、意見交換を実施することなどにより連携の強化を図る。

II 公正な取引の推進

1 独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催、調査・研究等を通じた会員におけるコンプライアンス向上の推進及びコンプライアンス関連人材育成の支援

（１）「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」の内容周知のための説明会の開催

（２）消費税率引上げに関連した競争政策の動向の把握及び「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の内容の周知

（３）デジタル・プラットフォーマーに関連した競争政策の動向の把握

2 消費者の適正な商品選択を確保する観点からのメーカー説明員に関連した調査・検討

（１）メーカー識別マーク適正着用状況に関する定量チェック調査の実施

（２）メーカー説明員に関する一般消費者の認識把握のための消費者モニターアン

ケートの実施

Ⅲ 家電業界の変化に対応した公益社団法人体制下における当協議会の適正な運営

会員企業・団体の拡大を促進する取組みを推進するとともに、家電業界の変化に対応した当協議会の事業内容、組織等の見直しと再構築に努める。また、会員専用サイトの積極的活用による会員間の情報共有の強化及び迅速化を図る。

- (1) 家電業界における取引の公正化をより一層効果的に推進するとの観点から、ヘルパー委員会と取引公正化推進研究会を統合する。
- (2) 地方支部の事業運営の実態を精査した上で、その結果に基づき、検討すべき課題の抽出及び論点の整理を行い、これを踏まえて、地方支部の今後の在り方について検討を行う。
- (3) 会員専用サイトを積極的に活用することにより、会員間の情報共有の強化及び迅速化の推進を図る

第3 小売業部会の事業計画

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 小売業表示規約及び製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、是正指導

- (1) 規約違反事案に対する厳正かつ適正な措置
規約違反被疑事案については、迅速に調査を行うとともに、違反事実が認められた場合には、厳正かつ適正な措置を講ずる。
- (2) 規約変更案の認定申請及び認定後における変更内容に関する説明会の実施
平成30年度において取りまとめた規約等の変更案について、関係行政庁と調整を行った上で、認定申請を行うとともに、認定を受けた後、変更内容についての説明会を開催するなどその周知徹底に努める。
- (3) 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施
規約の普及・啓発及び規約違反の未然防止を図るため、地方支部において、都道府県や消費者団体とも緊密に連携して、「正しい表示 店頭キャンペーン」を実施する。
- (4) 規約違反被疑行為の効果的な把握及びその是正活動を推進するため、本部チラシ調査等を実施する。
- (5) 取引環境の変化等に伴い新たに生じる規約の運用に関連した諸課題に適切に対応する。
- (6) 非会員事業者の加入促進を図る。

2 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

- ア 取引実態の変化等に即した規約の適正かつ効果的な運用や見直しに資するため、消費者モニター制度及び消費者懇談会等を活用し、消費者の意見・要望を聴取する。
- イ 家電業界における二重価格表示問題への対応の一環として、消費者庁担当官の参加も得た上で、同問題をテーマとした消費者モニター研究会や消費者団体との懇談会を開催する。

(2) 広報活動の推進

- ア 一般消費者が当協議会の会員・非会員を容易に識別でき、安心して商品選択ができる取引環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図るため、シンボルマークの認知度向上キャンペーンを実施する。
- イ 当協議会の会報（「家電ニュース」、「家電公取協の活動報告」）、ホームページ、フェイスブックページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的広報に努める。

(3) 支部活動の推進

- ア 支部活動の適切な運営を一層推進する。
- イ 支部独自の規約に関する調査を実施するとともに、「支部規約指導委員会」を定期的に開催し、規約違反に対する指導、是正措置等の効果的な活動を行う。
- ウ 製造業部会と小売業部会とで運用する製品業景品規約に関し、支部を通じ会員への周知、普及活動を行う。

(4) 行政機関との連携の強化等

- ア 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施等規約の運用に当たり、消費者庁、公正取引委員会及び都道府県の景品表示法担当部署との連携を密にする。
- イ 上記（1）イ記載の二重価格表示問題に関する消費者モニター研究会等を開催する際には、消費者庁担当官の参加を得る。

II 公正な取引の推進

会員のコンプライアンスの向上を図る観点から、会員の関心の高い独占禁止法、景品表示法等に関連するテーマを取り上げ、行政機関の担当官等の専門家を講師に招聘し、セミナーを開催する。

以上